

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	3
第 1 会議録署名議員の指名	7
第 2 報告第 8号 継続費精算報告書について	7
第 3 報告第 9号 健全化判断比率等について	9
第 4 議案第45号 利府町私債権管理条例	9
第 5 議案第46号 利府町特定個人情報に関する条例	11
第 6 議案第47号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	11
第 7 議案第48号 利府町町税条例等の一部を改正する条例	12
第 8 議案第49号 利府町営住宅条例の一部を改正する条例	13
第 9 議案第50号 利府町手数料条例の一部を改正する条例	13
第10 議案第51号 平成27年度利府町一般会計補正予算	14
第11 議案第52号 平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	33
第12 議案第53号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算	33
第13 議案第54号 平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	34
第14 議案第55号 平成27年度利府町下水道特別会計補正予算	34
第15 議案第56号 平成27年度利府町水道事業会計補正予算	35
第16 議案第57号 工事請負契約の締結について	35
第17 議案第58号 工事請負契約の締結について	37
第18 議案第59号 工事請負契約の締結について	38
第19 議案第60号 工事請負契約の締結について	38
第20 議案第61号 工事請負契約の締結について	40

第21	<u>議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について</u>	41
第22	<u>認定第1号 平成26年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について</u>	42
第23	<u>認定第2号 平成26年度利府町国民健康保険特別会計</u> <u>歳入歳出決算の認定について</u>	42
第24	<u>認定第3号 平成26年度利府町介護保険特別会計</u> <u>歳入歳出決算の認定について</u>	43
第25	<u>認定第4号 平成26年度利府町後期高齢者医療特別会計</u> <u>歳入歳出決算の認定について</u>	43
第26	<u>認定第5号 平成26年度利府町下水道特別会計</u> <u>歳入歳出決算の認定について</u>	43
第27	<u>認定第6号 平成26年度利府町町営墓地特別会計</u> <u>歳入歳出決算の認定について</u>	43
第28	<u>認定第7号 平成26年度利府町水道事業会計決算の認定について</u>	43

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成27年9月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子君	2番	西澤文久君
3番	後藤哲君	4番	小淵洋一郎君
5番	安田知己君	6番	木村範雄君
7番	土村秀俊君	8番	吉岡伸二郎君
9番	高久時男君	10番	鈴木忠美君
11番	吉田裕哉君	12番	永野涉君
13番	及川智善君	14番	遠藤紀子君
15番	渡辺幹雄君	16番	郷右近隆夫君
17番	羽川喜富君	18番	櫻井正人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄君
副町長	伊藤三男君
総務課長	堀越秀一君
総務課総務管理班長 兼人事法令班長	後藤仁君
政策課長	折笠浩幸君
政策課政策班長	鎌田功紀君
政策課文化複合施設推進班長	千田耕也君
政策課地域協働班長	星浩幸君
財務課長	小山田春彦君
財務課財政経営班長	鈴木真由美君
財務課管財契約班長	郷右近啓一君
税務課長	高橋徳光君
収納対策室長	石川洋志君

平成27年9月定例会会議録（9月30日水曜日分）

町 民 課 長	庄 司 幾 子 君
町 民 課 参 事 兼 戸 籍 住 民 班 長	阿 部 智 子 君
生 活 安 全 課 長	村 田 政 文 君
生 活 安 全 課 防 災 安 全 班 長	鈴 木 則 昭 君
生 活 安 全 課 環 境 生 活 班 長	鈴 木 啓 義 君
保 健 福 祉 課 長	菅 井 百 合 子 君
保 健 福 祉 課 健 康 づ くり 課 班 長	伊 藤 文 子 君
保 健 福 祉 課 福 祉 班 長	折 笠 ゆ き 江 君
保 健 福 祉 課 長 寿 介 護 班 長	嶋 正 美 君
子 ど も 支 援 課 長	櫻 井 や え 子 君
子 ど も 支 援 課 子 ど も 未 来 班 長	鎌 田 輝 久 君
子 ど も 支 援 課 子 ど も 支 援 班 長	鈴 木 久 仁 子 君
都 市 整 備 課 長	櫻 井 昭 彦 君
都 市 整 備 課 都 市 整 備 班 長	上 野 昭 博 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 智 君
産 業 振 興 課 商 工 観 光 班 長	大 谷 浩 貴 君
産 業 振 興 課 農 林 水 産 班 長	鈴 木 喜 宏 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 義 弘 君
上 下 水 道 課 経 営 班 長	鈴 木 義 光 君
震 災 復 興 推 進 室 長	大 友 義 一 君
震 災 復 興 推 進 室 事 業 推 進 第 一 班 長	近 江 信 治 君
震 災 復 興 推 進 室 事 業 推 進 第 二 班 長	鈴 木 喜 勝 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 三 喜 夫 君

生涯学習課生涯学習振興 班長兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	鎌田光信君
生涯学習課 スポーツ振興班長兼館長	佐藤浩幸君
生涯学習課 図書振興班長 兼図書館長	庄司敦君
会計管理者 兼会計室長	大友政一君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	松尾隆治君
教 育 総 務 課 長	小幡純一君
教 育 総 務 課 総務給食班長	菅野勇君
教 育 総 務 課 参事兼所長	高橋信君
代 表 監 査 委 員	宮城正義君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿部善男君
主 任 主 査	櫻井涉君
主 事	竹内春菜君

議 事 日 程 （第2日）

平成27年9月30日（水曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 8号 継続費精算報告書について
- 第 3 報告第 9号 健全化判断比率等について
- 第 4 議案第45号 利府町私債権管理条例
- 第 5 議案第46号 利府町特定個人情報に関する条例
- 第 6 議案第47号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
- 第 7 議案第48号 利府町町税条例等の一部を改正する条例

- 第 8 議案第49号 利府町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第50号 利府町手数料条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第51号 平成27年度利府町一般会計補正予算
- 第11 議案第52号 平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第12 議案第53号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第54号 平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第14 議案第55号 平成27年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第15 議案第56号 平成27年度利府町水道事業会計補正予算
- 第16 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 第19 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 第20 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 第21 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第22 認定第 1号 平成26年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 2号 平成26年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 3号 平成26年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 4号 平成26年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第 5号 平成26年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第 6号 平成26年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第 7号 平成26年度利府町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） おはようございます。

ただいまから平成27年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番安田知己君、6番木村範雄君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいりますので、御了承願います。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 報告第8号 継続費精算報告書について

○議長（櫻井正人君） 日程第2、報告第8号継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番及川智善君。

○13番（及川智善君） 今の継続費の精算報告書の内容についてお伺いいたします。

これは災害復旧費ということで3年、平成24年から平成26年までそれぞれ継続してやっておられましたが、1つは、この全体の計画の年割額が非常にアンバランスな経費の配分というか精算になっておりますが、例えば平成24年で1億4,500万円、それから平成25年で5億600万円、それから平成26年で780万円ということで、非常に小さい数字になっております。合計で6億5,900万円になっておりますが、これは当初3年継続するに当たって、平成25年と2年くらいで決めようという話で、残りの工事については補備修正というような意味でやったのか、その辺についてお尋ねいたします。

それから2点目として、この実績と非常に乖離した金額になっておりますが、これは復興交付金の影響なのかどうか、その点の2点をお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） それでは、13番及川議員の御質問にお答えします。

まず、年割額の乖離についてでございますが、当初計画では丸々3年はかからないものとして見込んでおりました。工事を執行していつている段階において、進捗状況によって記載のような年割額に変更したと。この変更につきましては、過去の議会において議員の皆さんに補正予算の中で年割額の変更のお認めをいただいているところでございます。

それから、決算ベースでこの実績とかなり乖離しているんじゃないかということでございますが、この実績支出済額6億2,485万何がしの金額につきましては、当初予定よりも若干減額となっております。これにつきましては、工事を執行している段階で変更になったものと。ただ、国県支出金、この金額が減額になっているということでございますが、補助の事業から単独の事業に切りかわりまして、震災特別交付税の財源で一般財源の中に含まれておりますが、その中で事業を執行したというものでございますので、補助金については今御説明したとおりの内容となっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 次に、この実績の一般財源のお話が今ちらっとありましたけれども、一般財源の当初の分だと1億6,900万円で実績は2億4,100万円ということでありましてけれども、これはそれぞれ繰越明許によってそれぞれの年度をやられたのかどうか。それで、繰越明許を行ったことによって、他の事業に影響がなかったのかどうかについても伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

財源のお話でございますが、先ほどもちょっとお話ししましたが、この実績額の合計の一般財源2億4,100万云々につきましては、ほとんどが特別交付税の震災復興枠で見込まれております。そういうことで、ほかの事業への影響というのはございませんでした。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第8号継続費精算報告書についての報告を終わります。

日程第3 報告第9号 健全化判断比率等について

○議長（櫻井正人君） 日程第3、報告第9号健全化判断比率等についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第9号健全化判断比率等についての報告を終わります。

日程第4 議案第45号 利府町私債権管理条例

○議長（櫻井正人君） 日程第4、議案第45号利府町私債権管理条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番高久時男君。

○9番（高久時男君） 私債権管理条例の改正ということで、一言で言えば、債権放棄をしやすくするという改正になると思うんですが、例えばこの中で学校の給食費なんかで滞納している方がいると思うんですけども、最高額とかで金額の多い方が何人ぐらいいらっしゃるか、その点……。

○議長（櫻井正人君） 高久議員、もっとマイクを近づけて。

○9番（高久時男君） 学校給食費で未納になっている件数と金額を知りたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（高橋 信君） 9番高久議員の質問にお答えします。

平成26年度の決算の数値でお答えします。件数につきましては約58件、金額にしますと746万2,511円となっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） この中で最高額というのは幾らぐらいでしょうか。1件当たり。

○議長（櫻井正人君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（高橋 信君） 手元に資料がないんですけれども、概算でお答え申しますと、1件の家で40万円ぐらいになっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） 債権放棄しやすくするという、いつまでも債権を持っていてもしよ

うがないという部分はあるんですが、例えばこの1件40万円の未納ですね、これもなかなか回収しづらいということで放棄という形をとるには余りにもちょっと公平性に欠けるんじゃないかなと思います。こういったものは、放棄の前にこのぐらいの金額であれば、しっかり裁判に訴えて回収を図ることが望ましいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（菅野 勇君） 9番高久議員の御質問にお答えします。

議員が御指摘のとおり、やはり高額の方もおられますので、今回私債権関係の条例にのっとりまして、やはり今までちょっと私債権という分野が明確ではなかった部分もございますので、今後その条例に基づき適切に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。13番及川智善君。

○13番（及川智善君） 中身についてお伺いします。

12条の債権放棄の条項なんですが、これに（1）（2）（3）ということでこれらに該当する場合、債権放棄、時効の援用の理由を除いてということですが、その中でも条件として（2）の「債務者が、失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、徴収の見込みがないとき」といううたい文句ですが、これはこの間の全員協議会の際に説明がございましたけれども、死亡については民法が対応するという説明がございました。

それで、ここに記載されていない項目、例えば破産者で復権を得ない者、そういう方々についてはこの債権放棄の対象にならないのか、あるいはこの「準ずる」状態にあるということに含まれるのか、その点について御回答をお願いします。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（堀越秀一君） 13番及川議員にお答えいたします。

条例の第12条で債権放棄の3項目について限定的に列記をしております。破産につきましては、まず法人と個人で考え方が違っております。

法人の場合につきましては、破産の手續完了によりまして、確定的に消滅することになりますので、その法人自体がなくなるということがございますので、それは債権そのものがなくなってしまうということがございます。

個人につきましては、その破産手續の完成によりまして、いわゆる支払いの責任を免れる、免責というような状態になりますけれども、議員が言われるように、将来的には復権することもございますので、この債権放棄の限定の項目の中にはその部分を入れていないという

こととございます。

以上でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井正人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第45号利府町私債権管理条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第46号 利府町特定個人情報に関する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第5、**議案第46号利府町特定個人情報に関する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第46号利府町特定個人情報に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第6、議案第47号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第47号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 利府町町税条例等の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第7、議案第48号利府町町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第48号利府町町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第49号 利府町営住宅条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第8、議案第49号利府町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第49号利府町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第50号 利府町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第9、議案第50号利府町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第50号利府町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 平成27年度利府町一般会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第10、**議案第51号平成27年度利府町一般会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合は一巡した後にお願いします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。5番安田知己君。

○5番（安田知己君） では、12ページですけれども、1項に寄附金というのがあるんですが、今回299万7,000円ですけれども、これはどこから来た寄附なのか、既定額の301万円、この部分もあわせて説明してもらいたいんですけれども。お願いします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。財政経営班長。

○財政課財政経営班長（鈴木真由美君） 5番安田議員の御質問にお答えいたします。

まず、既定額の301万円につきましては、企業からの災害寄附ということで1件を受け付けております。あと残り1件は個人の寄附となっております。合わせて301万円となっております。

今回補正予算で計上しております299万7,000円の内訳につきましては、企業から2件、個人から1件ということで寄附を承っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、企業と一般から寄附をいただいたということなんですけれども、例えば企業、こういったところからこの寄附金が入ってきたということは説明していただけるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財政経営班長。

○財政課財政経営班長（鈴木真由美君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

過年度分の分の企業さんにつきましては、ダイショウ株式会社というところになります。補正後の企業さんにつきましては、東栄保温工業さん、オクダ建設さんというところから寄附をいただいております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、企業の名前を言っていて、既定のところでも300万円とか、今回でも200万円ということで大分大きな金額だと思うんですけども、このいただいた寄附をこれからどういった目的、どういった形で使っていくのか、その辺をまずお話ししてもらいたいということと、あとなぜこの寄附をいただいたかとそういった理由もあると思うんですけども、その辺をちょっと詳しくお話ししていただけますか。

○議長（櫻井正人君） 財政経営班長。

○財政課財政経営班長（鈴木真由美君） 安田議員の質問にお答えいたします。

まず、既定額のダイショウさんからいただいた分につきましては、採納寄附という形で寄附をいただいております。こちらの用途につきましては、町民の心を癒やすということで図書館の図書購入費を予定しております。

あと、東栄保温工業さんにつきましては、希望している使途につきましては、未来を担う子供たちのため快適な生活環境づくりのためということで御要望をいただいておりますので、できれば学校図書の購入経費のほうに振替をしたいと考えております。

あと、オクダ建設さんにつきましては、子供たちのためということで、スクールバンドフェスティバル、こちらの経費に使用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。6番木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今、寄附の話があったんですけども、図書費に充てるということで非常にいいことなんだと思うんですけども、図書費に充てたことによって実際の図書の予算額が今回の寄附の分でふえるのかどうかを一つ確認したいと思います。

もう1点、今回の行政報告の中で寄附金の額が5月から9月までで299万8,740円の寄附がありましたということで、その額が1,000円足りないのはどうしてなのかちょっと教えてください。

○議長（櫻井正人君） 財政経営班長。

○財政課財政経営班長（鈴木真由美君） 6番木村議員の御質問にお答えいたします。

図書購入費に充てることによって予算額が上がるのかという御質問ですが、こちらに対しては一般財源を今充当しておりますので、そちらに振替を行うという形で増額の補正は予定しておりません。

あと、1,000円の差が生じているのはどうしてかということなんですけれども、当初予算にお

きまして寄附金がどの程度納入されるかわかりませんので、1,000円予算を組んでおりますので、そちらの関係でずれが生じております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。11番吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 19ページ、6ページ、29ページについてお尋ねします。

まず、19ページですけれども、文化複合施設推進費のワーキンググループの報償費、文化複合施設整備ワーキンググループ参加者謝礼5万円が計上されております。こちらの中身ですね、人選、目的、日程等を御説明願います。

また、その下の委託料6,944万2,000円の文化複合施設基本設計外業務委託料の減額ですね。基本設計外ということでそのほかの内容と、あとさらに6ページの債務負担のほうで追加計上されていますけれども、改めて来年度1.7倍くらいですかね、1億1,679万2,000円と大幅増額されて債務負担として設定されている理由を御説明願います。

あと、最後に29ページの図書館建設基金費についてです。こちらにつきましても、図書館建設基金費で積立金として1億円が計上されております。こちらにつきましても目的ですね。現在約3.5億円で、これまでの答弁では、当初の目的を達成したということで増額してこなかったわけですけれども、今回1億円をなぜ今計上していくのか答弁願います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進班長。

○政策課文化複合施設推進班長（千田耕也君） 11番吉田議員にお答えいたします。

まず、ワーキンググループの参加者謝礼の件、5万円の件でございますが、まず文化複合施設については生涯学習、文化、芸術活動等の拠点として、華美な施設ではなく町民目線に立ちながら、町民の皆様が利用しやすい、利用したくなるような施設となるよう整備を進めていく考えでございまして、ワーキンググループの構成は20名から25名で考えております。

まず、町民の皆様が利用しやすい施設という観点から、15名を図書館、公民館等の利用者から選出したいと考えております。また、町民の皆様が利用したくなるような施設というような観点から、一般公募で5名から10名ほど募集を考えており、今回25名で予算を計上させていただきました。

時期につきましては、1月から2月に各1回ずつで計2回、25人掛ける2回の1人当たり1,000円ということで、今回5万円の予算を計上させていただいております。

次に、委託料の6,944万2,000円の減額についてでございますが、こちらにつきましては、基本設計のほかに事業認定の申請図書作成及び環境調査事業分、こちらの分につきましては約1年ぐらいの期間が生じるものですから、今年度中に業務が策定しないということもありまして減額したということでございます。

次に、9ページの債務負担行為、文化複合施設基本設計外業務事業1億1,679万2,000円でございますが、こちらは平成27年度の当初予算で承認いただきました文化複合施設基本設計外業務事業1億2,186万8,000円のうち、今回都市再生整備計画事業507万6,000円、こちらの分については4月に業務を発注しております。この分を差し引いた金額1億1,679万2,000円を今回債務負担行為という形で上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 続いて、図書振興班長。

○生涯学習課図書振興班長兼図書館長（庄司 敦君） 吉田議員の図書館建設基金の御質問にお答え申し上げます。

補正予算書の29ページ、10款教育費の図書館建設基金費の積み立てについてでございます。これにつきましては、平成15年に制定されました利府町図書館建設基金条例に基づきまして運用しているものでございますが、その設置目的につきましては従来建設当時の予算計画のもとにおいて財政上の負担あるいは間接的には後世への負担を軽減させるということが目的でございますので、そのために積み増しを行うということでございますので、御理解願います。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） ワーキンググループのほうは、話し合う具体的な内容、何を話し合うのか、中身なのか事業計画なのか、運営についてなのか、その辺のことを御説明いただきたいと思っております。

2点目の文化複合施設基本設計外業務委託料ですが、減額については理解しました。債務負担行為として1億1,679万円のほうが都市再生整備計画策定以外ということは、本年度予定していた現地測量、地質調査、道路測量など全て来年度に先送りするということなんではないでしょうか。お尋ねいたします。

あと、図書館建設基金についてはいいです。

その2点だけお尋ねします。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進班長。

○政策課文化複合施設推進班長（千田耕也君） 11番吉田議員の御質問にお答えいたします。

まず、ワーキンググループの内容でございますが、基本設計の業者を選定した後にそちらのほうの提案された内容を、そちらのほうの内容につきまして各施設の配置や仕様、あとは導入したい設備やその設置場所、あとは建物内外の導線、そういうハード的な機能、または主体的な活動案や各施設の連携、町民ボランティアの体制など、そういうようなソフト機能、こういうものについて皆様と協議していきたいと考えております。

あと2点目、債務負担行為計上額との差額分の事業の部分になりますけれども、まず敷地及び道路測量、地質調査及び軟弱地盤解析、道路交差点の基本設計分、この分が平成28年度に持ち越されるのかというようなお話だったかと思いますが、こちらの分につきましては今国と都市再生整備計画事業のやりとりをしている最中でありまして、今その発注時期を模索しております。こちらにつきましては、期間的には長期間にわたる期間ではないものなので、発注時期が今年度中に終わる可能性もあり、今回金額を残しております。この残している金額につきましては、今年度中に業務が完了しない場合は当然3月補正でおろしていきましますし、平成28年度の新年度予算にのせていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） わかりました。それでは、最後に。2周目もしますので。

まず、19ページのほう、ワーキンググループの話し合う内容としては、仕様だったり導線だったりという中身、ハード面、ソフト面含めて中身ということで答弁をいただきました。ただ、こちら基本設計自体を先送りするのにもう既に話し合いをしていくということなのかなど。その辺をちょっともう一度御説明いただきたいなと思います。

あと、6ページのほうなんですけれども、今国と協議中で発注時期が未定のため、今年度もおろさず来年度も債務負担行為として約束するということだと思います。こちらについてなんですけれども、これまでどおり住民への説明は基本設計を終えた後、つまりあと1年ぐらい後になるということによろしいのか。あとは、段階的整備の方針から一括整備になりまして、またさらに段階的整備に戻ったわけなんですけれども、まだ金額的なところ、当初50億円のところの金額的なところのめどはついていないのか、その辺をお尋ねします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 11番吉田議員の質問にお答えします。

ワーキンググループを実施する時期というか、基本設計を債務負担行為で先送りというか、期間をとってやるのにその前にやってしまうのかという話だったんですけども、基本設計の発注をしまして、プロポーザルでしまして、業者が決まった後にこのワーキンググループがスタートするというのを想定しております。ですから、この基本設計を先送りした後にではなくて、基本設計を発注した後にワーキンググループをスタートさせていくということで考えております。

また、2点目の委託の関係ですけれども、段階的整備ということでその50億円のうち第1期で40億円ということでありまして、この辺の額的な精査は、基本設計のプロポーザルにつきましてはある程度40億円を限度にしたもので提案していただきますので、この中であとは仕様に基づいて積算してもらいますので、その後に精査はなってくると思います。（「あと、住民への説明」の声あり）住民への説明。（「時期は1年後か」の声あり）

住民への説明ということでありまして、基本設計のプロポーザルの発注のときには一応公募型ということで一般の住民の方もそこに見ることができるというか、そういったことも想定しておりますし、このワーキンググループの一般公募から出てもらう方にもいろいろな意味でそういった提案もいただきますし、そういったことが当面の住民への説明の内容となってくると思います。

また、基本設計がある程度できた段階で、一般質問で言っていますけれども、機を捉えて周辺住民への説明とかそういったものは逐次考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 13番及川智善君。

○13番（及川智善君） 今の内容についてお伺いいたします。

今の6ページ、19ページ、それから29ページもお尋ねします。

まず最初に、文化複合施設基本設計外業務ということで今やりとりがありましたけれども、これは何項目があって、業務名はどのようなものがあるのか教えてください。

それから、今のやりとりの中で、基本設計を発注した後にワーキンググループをやるということで、基本設計業務の中でどういうふうにするか、こういうふうにするかということをお話し合うというふうに理解いたしますが、大体固まってしまってからこういうワーキンググループをその中でやるということの考え方なのか、その点についてお尋ねいたします。

それから、今課長の説明の中で住民への説明についてちょっと理解しがたいというか、どの

ような時点でどのような格好で住民へ説明するのかということで吉田議員が質問したんですが、基本設計のワーキンググループの中だと、それからプロポーザルのときにということで、具体的な住民への説明は時期も遅いですし、その場の設定がないというのはこれは非常に問題があるのではないかと思います、この点についてお伺いします。

それから、3点目の図書館の建設費用積立金、目的は理解したんですが、これは補正予算で1億円という位置づけですね。当初予算でこれをすべきではなかったのかと。なぜ今の時期に1億円なのか、9月のこの時期に。このようにいきなり計画が決まっているのであれば、1億円という金額は年度の当初予算で計上すべきと考えておりますが、その辺についてお伺いします。

○議長（櫻井正人君） まず初めに、文化複合施設推進班長。

○政策課文化複合施設推進班長（千田耕也君） 13番及川議員の御質問にお答えします。

まず、債務負担行為1億1,679万2,000円、基本設計外業務委託の内訳でございますが、やる事業名を申し上げます。

敷地測量、地質調査及び軟弱地盤解析、建物造成、外構の基本設計、道路測量、道路交差点基本設計、あと事業認定申請図書作成及び環境調査でございます。

次に、2点目、基本設計の後にワーキンググループ、固まってからワーキンググループなのかというようなお話だったかと思いますが、こちらにつきましては基本設計の業者選定をした後に基本設計を作成するのに約1年間ぐらいをかけてやっていく予定でございますが、こちらの策定する中身にこのワーキンググループの意見を取り入れてやっていこうというような中身になっております。

あと、住民説明についてでございますが、まず先ほど課長も申しあげました基本設計のプロポーザル、こちらのプレゼンテーションを一般公開して透明性の確保を図りながら実施していきたいというのがまず1点。基本設計発注後でございますが、地権者等への説明会を開催いたします。こちらについては基本設計の業者が提案された内容だったり、今後のスケジュール、あとは測量や地質調査で地権者の敷地に入っていきますので、そのような御説明をしていきたいと考えております。あと、ワーキンググループ、こちらは一般の町民も公募します。先ほど利用したくなるような施設というような観点から一般の町民も公募して、その中で意見を入れていただくというような形にしたいと思っております。あと、広報りふに掲載する、町のホームページに掲載していくというような形でちょっと住民への説明は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） それでは、財政経営班長。

○財政課財政経営班長（鈴木真由美君） 13番及川議員の御質問にお答えいたします。

図書館建設の積み立てがなぜ今の時期かということの御質問でございましたが、財政運営上、9月ですと決算剰余金というものが発生いたします。計画的にそういった剰余金を今回図書館建設基金に積み立てを行ったというものです。

当初からなぜ積み立てしないのかということでしたが、なかなか当初時点ではさまざまな事業がございまして、計画的にそちらに積み立てを実施するということが難しかったので、今回剰余金の処分のほうを積み立てさせていただいておる状況です。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ワーキンググループの話なんですけど、どうも2回目の吉田議員の質問に対して、たしか1月と2月にワーキンググループをやるということで、今のお話ですと、その前にも基本設計の前につくる前提でのワーキンググループの会合をやるということなんですけど、これは計画ということは先ほど説明がなかったんですけど、どのような計画で、全くこれは経費がかからないんですか、5万円だけしか入っていないんです。そののと、それから基本設計の業務の中でばっと早口で言われたので、ちょっと私もメモをとりかねたんですけど、全部で7項目ということよろしいでしょうか。

それから、3点目。住民への説明で、しつこく言いますけれども、いろいろな場面でそれは捉えてやるでしょうけど、例えば今回の広報紙の説明とか広報紙に載りました。あれは確かに変更になりましたよということを皆さんに知らせる上では異議深いものがあると思うんですけど、実はあの中には本当に知らせましたよという既成事実をつくるだけの話にもとられかねない。例えば、金額は幾らだったのがこういうふうになった、こういう理由で建設費を削減する方向で進めていますという文言が一言でも入っていれば、住民の方もああ、そういう理由で減ったんだなと、このように更新、変更したんだなということがわかると思うんですけど、この辺の広報の仕方、住民への周知の仕方について再度考慮する必要があると思うんですけど、その辺についてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進班長。

○政策課文化複合施設推進班長（千田耕也君） 13番及川議員の御質問にお答えします。

まず、済みません、ワーキンググループの説明がちょっとあれなんですけれども、基本設計のプロポーザル、今回債務負担行為で上げておりましたが、平成28年度に実施するというのではなくて、平成27年度から平成28年度にまたがってやっていく。そして、平成28年度にお金が発生するものですから、債務負担行為をとっているということでございます。今考えているのは、基本設計が例えば11月、12月になれば、その基本設計のプロポーザルの業者が決まった後の1月、2月ぐらいにワーキンググループを実施していきたいと考えております。

あと、住民説明の広報の件ですよね。広報紙に今回変更は載っているけれども、金額とかそういうところが載っていないんじゃないのかというようなお話だったかと思いますが、金額につきましては、設計をしているわけではなくて、あくまでも概算で上がっている事業費でございますので、その金額が確定しているものということではございません。当然、基本設計を今後業者に提案していただきますが、そちらのほうは建築コストの削減だったり、維持管理、そういうものを縮減するような提案、これも当然審査の対象になってきておりますので、現在平米当たりの単価で積み上げたものではなくて、今回再度基本設計でどのぐらいの金額になるのかというような金額がわかった時点でそういうような広報の仕方もしなければなど考えております。

済みません。基本設計の今回債務負担行為で上げた項目ですが、7項目ということでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今広報についてちょっと説明がありましたけれども、金額は決定していない、もちろん工事する前ですから、どの工事についても金額は入札、あるいは契約する前は決定していないわけでありまして。ですが、予想される金額というのは、もう公表、我々議員にも全員協議会で、あるいは新聞紙上に40億円に削減するということが掲載されておるわけです。

ですから、今回の金額についてはこれは住民の本当に知りたいところだと思うんです。というのは、後々の自分たちの税金の使い方あるいは公債費にはね返ってくるということは住民の方はどなたも承知していると思うんです。どの程度の規模で最低限これくらいはかかるのではないだろうかという見積もりが必要不可欠だと私は考えております。決まっていないから上げないというのは、これは論法的にはどうも住民に知らせたがらないというか、そういうふうに逆にとられるかもしれませんし、やはりこの辺については重要な要素でありますので、ひとつ

今後ともそういうところを配慮していただきたいと思います。

それから、ワーキンググループの件なんですが、再度確認いたしますが、2回で5万円、これ以外は予算を計上していないので、今年度の補正予算の分については今のところ5万円以外はないということですのでよろしいかどうか確認させてください。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 及川議員の質問にお答えします。

まず、今の質問の中で予想される事業が40億円に削減ということを言われましたけれども、削減ではなくて、あくまでも整備計画上は約50億円でありまして、これが全体ですね。全体計画で50億円、そのうちの第1期分を想定したのが40億円ということですので、またここで削減とかということにはなっていない。あくまでも全体計画を1期、2期に分けて、1期の分が40億円ですと、2期の分が10億円なわけですよということですので、今の時点では削減になって40億円ということではありませんので、そこはちょっと御理解願いたいと思います。

あとはワーキンググループを今のところ2回を想定して5万円を計上しておりますけれども、先ほど班長から説明したとおり、基本設計の発注と並行してワーキンググループでいろいろな御意見をもらっていきますので、その中でもし回数がもう少し必要となれば、今後の補正でまた再度補正のほうには計上していきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。6番木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 2点質問したいと思います。

1点は、今文化複合施設が出ていました。ここで本当に聞きたいのは、文化複合施設を段階的整備にしていくんだということで、今回の方向性が全協の中でも報告されました。段階的整備にしたことによって、どのくらいの事業費が1回目の図書館整備、2回目のホールの関係ということになっていくのか。

それと、維持管理費的にはどんなふうになっているのか、前にも全体整備のときにも維持管理費はどうなるのという話をしましたけれども、きょうの答弁でも平米単価で積み上げたのではありません、他自治体の分を参考にしながら50億円というものをつくりましたと。今の答弁では、段階的整備で図書館とそれ以外の、図書館というのはやっぱり40億円で第1回目をしますということでしたので、補助メニューに全体が入らないので段階的整備になったということの前に聞いていますけれども、その辺のまず段階的整備になった経緯というか、それを一つ教

えていただきたいと思います。

もう一つは同じ6ページなんですけれども、コンビニ交付システム保守業務事業というものが入っています。マイナンバー法に伴うということで、日本全国、沖縄でも住民票がとれるということで説明を受けました。あのときにシステム変更なんかで導入費の半分は交付金で出ますよと、実際には年間100万円の運営費がかかりますよという説明は受けていました。それで、きょうの今回の提案であるコンビニ交付システム保守業務事業費、平成28年から平成33年までの5年間で1,300万円、そして7ページになりますけれども、コンビニ交付システム構築業務事業ということで、2,858万7,000円ということで債務負担の設定をされております。これは町内の分だけのことなのか。あと終われば、平成33年以降で年間どのくらいかかることになるのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。文化複合施設推進班長。

○政策課文化複合施設推進班長（千田耕也君） 6番木村議員の御質問にお答えいたします。

まず、1期、2期に分けると総事業費が割高というんですか、金額がどうなるのかというようなお話だと思いますが、一括整備でする場合と段階的に整備する場合、建設費のほうで約5,000万円ほど高上がりになるというような計算はしております。ただ、補助金をもらってやっていくことで計算しておりますので、補助金は一応計算上3億5,000万円ぐらい余計にもらえる計算になりますので、町で負担する金額は段階的に整備することによって3億円ぐらいの事業費を抑える、町で出すお金が少なくて済むのではないかとというふうに計算をしております。

次に、維持管理の分でございます。まず、一番大きい一括整備のときに基本構想、基本計画の中ではたしか6,500万円から7,000万円ぐらいの維持管理費がかかりますよというような御提示をしていたかと思いますが、今回段階的に整備することによって1期の面積が約5,000平米弱になります。こちらをその計算式に当てはめまして維持管理費を計算しますと、約4,000万円ぐらいというふうになっております。今まで先進地視察等に行きました事例なんかも見ますと、同じぐらいの建物ですと4,000万円から五、六千万円ぐらいというような維持管理費が出ておりますが、今回うちのほうで先ほども基本設計の業者選定の際の提案にはそういうような維持管理の縮減の方策なんかも前につくったところとは今ではちょっと違うこともありますので、逆にその金額をなるべく下げるように提案していければと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 続いて、戸籍住民班長。

○町民課参事兼戸籍住民班長（阿部智子君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

コンビニシステムの保守業務委託料につきましては、システムの構築をいたしましてその機器等の保守料としまして、平成28年度から平成33年度までの5年間を、債務負担行為を5年分として計上しております。

当初、稼働してから3年目、平成30年までは特別交付税の措置の時限がございますので、補助の算入見込みがございます。それ以降、4年目以降になりますと、年間360万円ほどの保守運営費がかかってくる見込みとなっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今1回整備をすれば、年間360万円ずつかかるんだよということで、その360万円にコンビニの運営費ですかね、J-LISというのかな、100万円が新たに発生しますよとこの前説明を受けたんですけども、その100万円がここに入っているのかどうか聞かせてください。

あと、文化複合施設なんですけれども、維持管理費、当然ホールであれば収益なんかを見込んでなるべくそれに近い費用という話になると思うんですけれども、やっぱり図書館となればそれは全額を町費でやって、サービスをどんどん強めていくというのが基本的な図書館のときの考え方、図書館で本を貸したからそこで収益を得るなんていうこそくな考えを多分町はしないと思いますので、それでも先ほどの4,000万円というか、それが一番最初の概算の決め方、要は他自治体の学校を参考にしながら今の利府町に持ってきましたと。それで、先ほどの及川議員への答弁のときには、平米単価はまだ出していません、基本設計もまとまっていないので、その部分まで多分出せないという意味も含まれているんだと思うんですけれども、その辺がやっぱり一番の課題になってきているのかなと。住民に聞くと、やっぱりどうしても両方欲しいよという声と要らないよという声と図書館だけはという声の3つに分かれるような形なんですけれども、やっぱり利府町の財政規模でいってそれが可能なかどうか、適正なのかどうかというのが一つあるのかなと。当然、国からの補助金を取ってくる、起債なんかを借りてくるということがあると思うんですけれども、それが利府町の財政規模にとってはどうなのかということだけを聞いて、質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 戸籍住民班長。

○町民課参事兼戸籍住民班長（阿部智子君） コンビニ交付の4年目以降の360万円の費用の中に

は、J-LISに支払う100万円分も含まれた金額となっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 6番木村議員の御質問にお答えします。

維持管理費は大丈夫なのかという御質問でございますけれども、これまでも何度か財政的な説明の中で御説明申し上げてきておりますけれども、今の町のいわゆる財政力あるいは予算規模、それからこれから予定される起債、借金額ですね、あるいは公共施設の管理、ほかの議員さんからも公共施設がどんどん古くなって、さらに維持費がかかっていくんじゃないかと、そういう御指摘も受けています。そういうことをもろもろシミュレーションして、そして財政的に運営はしっかりしていけますよということをお話ししてきています。数値的にも十分、4,000万円、5,000万円ぐらいの負担はやっていけると思っているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。11番吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） それでは、先ほどの続きとして、6ページのほうをお尋ねします。

その前に、今財務課長から答弁ありました公共施設関係について、今回債務負担行為で公共施設等総合管理計画の策定が計上というか、債務負担行為に追加されております。こちらは公共施設の老朽化に備えるための長期的な計画になると思いますので、現時点での計画の中身をどのようなものを考えているのか、期間だったり、中身をお尋ねしたいと思います。

あと、その上の文化複合施設についてなんですけれども、後日一般質問される方にちょっと申しわけないんですけれども、基本設計を行っていくと同時に、教育委員会さんのほうになると思いますが、現時点で中身の事業計画や運営計画については取り組んでおられるのか、状況、さらに十符の里プラザ、公民館の将来的な転用に向けた取り組みなど、事業計画、運営計画、公民館の運用、その辺の状況をお答え願います。

あと3点目、図書館建設基金についてなんですけれども、29ページですね。決算剰余金によって計画的にということだったんですが、過去数年、普通にここは積み立てをしないで当初の目的の金額を達成したということで終えたと思ったんですけれども、逆に公共施設整備基金のほうがこの決算時期に計画的に積み立ててきたのではないかなと思いますけれども、計画的に積み立てるその計画というのはどういう計画かお答え願います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。まず1点目について、管財契約班長。

○財務課管財契約班長（郷右近啓一君） 11番吉田議員の御質問にお答えいたします。

まず、公共施設等総合管理計画策定業務の内容についてでございますが、期間につきましては、平成29年4月から平成40年3月までの10年間。これに係る主な内容といたしましては、全町的な取り組み体制の構築、情報共有、2点目は総人口や年代別人口についての今後の見通し、3点目は公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方、その他といたしまして、現状や課題に関する基本認識、適正管理に関する考え方というものを計画の内容に盛り込んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目、生涯学習振興班長。

○生涯学習課生涯学習振興班長兼生涯学習センター所長兼郷土資料館長（鎌田光信君） 11番吉田議員の質問についてお答えいたします。

今後の公民館の運用についてでございますが、これからもワーキンググループでの話し合いをもとに今後検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 3点目について、財政経営班長。

○財政課財政経営班長（鈴木真由美君） 11番吉田議員の御質問にお答えいたします。

今まで積み立てをしておこなったんですが、今回なぜ積み立てをするのかということなんですけれども、先ほどもお話ししたとおり、決算剰余金の積み立てを今回実施しております。そちらの内容としては、今から図書館に係る設備とか、備品の購入とかで結構かかる予定になっております。そちらの経費に充てるために今回積み立てを再度実施しているものでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 公共施設総合管理計画については理解できました。これは一般質問や質疑でも私も何度も提言してきたことですので、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいなと思います。

2点目の中身の事業計画や運営計画などということ、今後ワーキンググループで取り組むということでしたが、ということは現時点では中身のこういった事業をしていくのか、こういった運営をしていくのかというのは、役場として施設基本計画、施設整備計画をつくった後に取り組むのではないのかなと思うんですけれども、それに公民館のほうもワーキンググループと一緒にやっていくんですかね。そうしますと、何か今回400席のホールというのが出てきましたけれども、300席のホールと400席のホールと2つ共存していくというちょっとよくわから

ない状況に続けていくということなのか。その辺をもう少し、中身にこうしたものがあつてつくっていくという動きがないとおかしいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。文化複合施設推進班長。

○政策課文化複合施設推進班長（千田耕也君） 11番吉田議員の御質問にお答えいたします。

まず、ワーキンググループで今後管理だったり事業だったりの計画をそこで立てていくのかということですが、現時点で町内では文化複合施設の町内検討委員会の部会というものを開いております。こちらのほうの町の考え、今図書館も指定管理にしてツタヤでやっているところもありますし、また直営でやっているところもあります。こういうところはよい点、悪い点がありまして、例えば武雄市なんかは住民訴訟なんかも起きているようでございます。いい点、悪い点、それぞれありますので、役場職員の検討する部会の中でそういうところももんでいきたいということも含めまして、あとワーキンググループ、こちらのほうで中身についての検討も当然していきたいと考えております。

あと、300席と400席のホールが並行してあるのではないかなというようなことですが、まずプラザの転用でございますが、今回文化複合施設を一応平成32年の完成を目指してやっております。その間に十符の里プラザ、こちらの転用の計画もあわせて並行していくような形になるかと思っております。そちらの転用につきましては、7月29日の全員協議会でもお話しした内容でございますが、第2期の施設整備をする際に都市再生整備計画、これを使ってこちらの転用もあわせてやっていきたいというようなお話をしていたかと思っておりますが、今そのような形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。初めに、反対討論。11番吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 議案第51号平成27年度利府町一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

反対の主な理由は、文化複合施設建設事業についてです。

今回、文化複合施設整備推進費のうち委託料として文化複合施設基本設計外業務委託料が減

額され、債務負担行為の追加として来年度の支出が計上されております。3月当初予算でも述べてきました。6月の一般質問でも述べてきました。今回の質疑の中でも議論があったとおり、この事業はまだ多くの町民の理解と賛同を得られていない事業であります。

また、ワークショップが予定されておりますが、そうした限られた中での中身の計画ありきでの取り組みではなく、まず計画そのものの是非を問うことが、及川議員も述べられたように、施設の必要性そのものを住民に説明し、声を聞き、合意を得られるよう取り組むことが今なすべきことではないかと考えます。

昨年の総合計画見直しのためのアンケートでも、町民3,000人へのアンケートでも、町が今後特に重要と思う項目の中で、文化活動を担う人材や団体の育成支援と新しい利府文化を生み出す環境整備という項目は、全31項目中、最下位でした。直近の民意と言える先月の町議会議員選挙でも、この文化複合施設建設の整備促進を訴えた候補はおりませんでした。

今回の方針転換は国の交付金の大幅な減少によるものですが、今後詳細な設計に入れば、さらに住民負担がふえることは間違いなく、町財政の将来に多大な影響を与えることになります。そして、より優先すべき事柄である教育や子育てといった分野にしわ寄せが及ぶことは避けられません。また、先ほど質疑の中でも明らかになったとおり、いまだ箱の中身である事業計画や運営計画もつくられておらず、必要性に疑問が残る大ホールもまだ残し、十符の里プラザの転用もないまま、町内に300席と400席の小ホールを2つ共存する期間を長期間残すという理解しがたい計画だと考えます。

以上の理由により、文化複合施設建設事業についての管理予算は認められないため、今回の一般会計補正予算に反対といたします。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。16番郷右近隆夫君。

○16番（郷右近隆夫君） 16番郷右近隆夫でございます。

平成27年度利府町一般会計補正予算に賛成討論いたします。

この一般会計補正予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,288万円を追加し、予算総額は173億8,614万3,000円となっております。この予算の中で債務負担行為補正に、コンビニ交付システム保守業務事業、平成28年度から平成33年度まで1,337万4,000円、平成28年10月より使用するものと、コンビニ交付システム構築業務事業、平成28年度、2,858万7,000円が計上されているが、この予算はコンビニで町民の住民票、印鑑証明や所得証明などを24時間で全国で取得でき

るシステムであると説明されております。

しかし、現在の庁舎内に設置されている自動交付機の利用は土曜、日曜も午後8時まで利用でき、利用実績を見ると、窓口交付数の16%強にとどまっております。町役場交流館の現在の機器の交換は必要と考えますが、コンビニ交付機まで必要かは疑問を感じているところであります。

次に、同じ債務負担行為補正にある文化複合施設基本計画外業務事業で平成28年度追加予算1億1,679万2,000円があります。この予算は、1年を要する事業として必要と考える予算であります。さらに、図書館建設基金費1億円が計上されております。図書館建設基金に予算積立金として建設時に備える予算であり、一般財源から積み立てることは積極予算として評価するものであります。この予算が加わることで図書館建設基金額が4億5,636万円となり、これも図書館建設に向けての積極予算と考えております。

過般の議員全員協議会でも説明を受けたが、文化複合施設建設計画地は市街化調整区域にあるため、都市再生整備事業の交付金の活用が国の制度改正で対象から外れたものと説明されております。しかし、図書館と小ホールを計画に入れて段階的に建設することは、財政運営上からも評価する点であります。

私がこの賛成討論をすることは、公立図書館の有効なことが全国的に有名になっている例があります。佐賀県伊万里市民図書館であります。この図書館は、徹底した市民参加型で、ある市民ボランティアが施設の設計段階から参画し、開館後も市民がみずから採算を立案、運営する方式であります。この例として、市民がみずから寄附して児童図書費などに充てる活動には多くの市民がかかわるようになったと聞いております。この図書館の特徴は、誰のため、何のためのものかを教えているものであります。

もう一つの例は、新聞でもことし9月15日に取り上げられましたが、岩手県紫波町図書館があります。これは、図書館中心にまちづくりという情報発信基地としての図書館である。紫波町の人口は3万3,700人で、本町とも似通っている町であり、紫波中央駅前に3年前にできたものであります。

以上、2つの図書館の例を述べましたが、図書館がまちづくりの中心になる流れをつくるポイントであると教えている例であります。利府町の現在の図書館は、十符の里プラザにあり、平成25年度の図書蔵書数は4万9,000冊、貸し出し数が1人当たり4.5冊となっております。貸し出しが主体であり、4.5冊と少ないものであります。利府町の新図書館の建設によって、子供

から大人までの町民が図書に親しみ、集う場として必要な時期に来ていると考えております。

さらに、小ホールの建設も同時に行うということであり、期待しているところであります。ちなみに、十符の里プラザの年間利用者数は平成25年度で6万4,600人、生涯学習センターの利用者は平成25年度で3万1,500人となっており、この2つの施設の利用者は、芸術文化の各種サークルで約60の団体もあり、毎月1回の利用もなかなかできないくらい手狭となっております。

以上を述べましたが、現在までは利府町ではスポーツ文化は近隣の市町にはないくらい定着してきました。しかし、利府町も現在は17%余の高齢化率であります。間もなく高齢化時代に入ってきます。文化芸術の町はまちづくりに必要と考え、この一般会計補正予算に賛成するものであります。

以上。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論ありませんか。17番羽川喜富君。

○17番（羽川喜富君） 平成27年度利府町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

文化複合施設については、平成12年度よりさまざまな会合を通して、図書館建設及び文化複合施設の建設に向けて、町民の代表者や有識者がさまざまな理想を求めて話し合いを続けてきたわけではありますが、まず文化複合施設基本設計外業務事業の債務負担行為については、今年4月の都市再生整備計画事業の制度改正に伴い、経過措置に認めていただくように、現在町が国と協議している現状であるために、基本設計等の発注時期をおくらせることによるもので、今年度中の事業完成が見込まれることから、予算の組み替えによる設定を行ったということであり、事業内容については本年度当初予算で承認された事業となっているものであります。

また、歳出における委託料については、今後補正予算で調整していくという説明もあり、理解しているところであります。また、過般の全員協議会でも今後の整備計画について詳しい説明を受けましたが、町では財政運営に支障がないよう段階的に整備するような方針に転換するなど、しっかりと将来を見据えた措置をとっており、最大限に努力している姿勢がうかがえます。

今さら申し上げるまでもなく、文化複合施設の整備については、これまでも多くの町民の皆様が多くの時間を費やし、基本構想や基本計画、整備計画の策定に携わってきた経緯もあり、本町の人口がふえていくにつれて文化施設面での不自由さ、不便さが各所で露見し、町民としては我慢を強いられた一面もあり、もはや見逃せなくなっております。その不自由さ、不便さ

を解消し、本町人口規模に見合った施設の時期が到来したものと判断し、議会の中でも議論を重ね進めたビッグプロジェクトであります。

町当局としても、財政的な負担を軽減するため、都市再生整備計画の策定に向け、国、県との協議を進めているところであり、文化複合施設の整備を計画的に進めるためには、今回の補正予算での計上が不可欠なものと思われまます。

このようなことから、平成27年度補正予算について賛成するものであります。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論ありませんか。4番小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 皆様のお話を聞いておまして、私は賛成いたしたいと思ひます。

まず一つ、コンビニ交付については、町民へのサービス向上によいと。

また、文化複合施設についても、今まで何回も議会で討論されてきて、ここで補正を崩すわけにはいかない。やはり今後はワーキンググループを通じて、いろいろな形でよりよいものをつくっていくべきだと思ひ、今回の補正予算に対して賛成いたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第51号平成27年度利府町一般会計補正予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。再開は11時35分とします。

午前11時23分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（櫻井正人君） 日程第11、議案第52号平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第52号平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第53号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第12、議案第53号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第53号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第54号 平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第13、議案第54号平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第54号平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号 平成27年度利府町下水道特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第14、議案第55号平成27年度利府町下水道特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第55号平成27年度利府町下水道特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第56号 平成27年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第15、議案第56号平成27年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第56号平成27年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第16、議案第57号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番及川智善君。

○13番（及川智善君） 議案第57号から議案第61号まで共通でございますが、骨格的なことをお伺いします。

前払い金と中間前払い金ということの利府町でのとり方なんです、前払い金については請け負った会社が資材であり人件費であり、人の確保ということのために40%以内というふうに定められておりますが、国交省のほうで被災地、特に岩手、宮城、福島については50%以内ということで、それを適用して半額を前払いとして請負業者に提供しているということですが、中間前払い金制度、前払い金額ということがございますけれども、この制度があるんですが、利府町では今まで中間前払い金額について検討したことはないのか、なぜそういう制度があるのに契約業者に利便性を与えてあげないのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。管財契約班長。

○財務課管財契約班長（郷右近啓一君） 13番及川議員の御質問にお答えいたします。

議員が御質問のとおり、震災発生以降、前払い金については40%のところを特例措置として50%支払えるというような条項で、本町においても50%の支払いを行っているところでございます。

中間払いにつきましては、契約金額の50%に当たる部分を既に前払いとしてお支払いしておりますので、基本的に中間払いというものは考えていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 私が質問したのは、なぜそういう制度があるのに利用しないのかという質問でございます。前払い金と中間金の払いとは制度が違いますので、前払い金をやっているから中間払いはしないというそういう論法はないと思います。

なぜそういう制度があるにもかかわらず、業者が幾らでもそういう準備するお金、あるいは中間でいろいろな経費がかかります。それに2割以内ということが法律で決まっておりますので、2割をプラスして業者に中間前払い金を提供してもいいのではないかという思いで質問しましたので、その点についてお答え願います。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（郷右近啓一君） 制度があるのになぜ利用しないのかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、本町において契約金額全体の50%を前払いとしてお支払いしておりまして、それにさらに2割の上乗せというような状況は現在のところ検討していないというような状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 検討していないということなんですけれども、他の自治体でやっているところがもちろんあるわけですね。今景気が上向きになっているか、踊り場状態なのか、下降しているのか、判断基準は難しいところですが、やはり業者が請け負ったときにいろいろなところに、工事を一本請け負って下請、孫請、あるいは各種種類の会社等に発注あるいは依頼するときに、やっぱりお金が多いと、経費がかかるものですから、なるべく工事もスムーズにいけるように、そういう制度があるのですから検討していったらいいんじゃないかと思います。

前払い金で5割払っているから、先ほども申し上げましたけれども、これ以上はやる必要が

ないんだよということではなくて、制度があって2割もまた積み上げになるということですので、業者のためにもスムーズな工事をこちら側の履行させるためにも、その制度を検討されてはいかかかなと思います。その点をもう1回お願いします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 13番及川議員の御質問にお答えします。

中間払いの件についてでございますけれども、今担当班長から申し上げましたように、現在のところは研究してございません。

ただ、今議員が御指摘のように、さまざまなメリットがあって、業者にとっては非常にいい制度なのかなと思ってございます。今後、他市町村も参考にしながら研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第57号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第17、**議案第58号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第58号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第18、**議案第59号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第59号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第19、**議案第60号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。6番木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 2点お尋ねします。

今回、不落随契ということで、入札回数が2回ということでの不落随契が出ています。不落随契の多分入札のときには達しなかったということですが、ちょっとその説明をお願いしたいと思います。

あと、もう1点。前の分と同じなんですけれども、のり面整形が今回また出ております。こののり面整形によって、要は今まで木がいっぱいと言うと怒られるかもしれないけれども、今回は岩のところのにり面をつくりましょうと。流出係数の関係がどういうふうになるのか、そこだけをちょこっと教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。管財契約班長。

○財務課管財契約班長（郷右近啓一君） 6番木村議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、不落随契の内容についてということでございますが、こちらは1回目、2回目の入札札が予定価格に達していなかったと。その内容につきましては、入札執行時に参加者から提出を受けております積算内訳、こちらの照会を掛けておりまして、その積算内容で明らかに誤りがあったというものが確認されましたので、それをもとに落札候補者と協議を行いまして、不落随意契約という形に至った内容でございます。

○議長（櫻井正人君） 続いて、2点目。震災復興推進室事業推進第二班長。

○震災復興推進室事業推進第二班長（鈴木喜勝君） 質問にお答えいたします。

のり面工事の雨水関係の流出係数という御質問ですが、こちらに関しましては、側溝あるいはその他工事に至りまして、この施工の範囲内、下水の数値をもって計算してございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 積算上の誤りがあったということは、多分工費内訳の中で単価が入っていない部分に業者さんが入れてきた、その根拠になる部分で例えば100万円と書く部分が1,000万円と書いてあったような誤りがあるって、それを確認したので、入札の段階ではだめだったけれども不落随契、その話し合いの中でこの分が高くなっているよということで確認してなったということなのかどうかの確認をお願いします。

あともう1点、流出係数なんですけれども、要はあそこのところは岩肌なので、岩肌が全部出てくるんだけれども、木のある部分も多分あると思うので、その木を切ったことによって流出係数が高くなるのかなと。植生もする分の絵は描いていますので、多分その分ができてくるんだけれども、それでやっぱり流出係数が多分0.6、0.7から0.8に上がらなければ、断面的にはもともとの雨水の計算でいいと思うんですけれども、その辺で流出係数がふえても大丈夫かどうかだけ確認をさせてください。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（郷右近啓一君） 不落随契の数値誤りの内容についてでございますが、こちらにつきましては当該工事、残土処理工が1万平米を超える数量がございます。その単価が何百円というところにトラック1台分の処理量を計上していたということになりまして、その誤算が明らかになったためにその内容をもとに協議を行ったということでございます。

○議長（櫻井正人君） 2点目。事業推進第二班長。

○震災復興推進室事業推進第二班長（鈴木喜勝君） お答えいたします。

こちらの流出係数なんです、のり面の工事をいたしまして現況と変わる部分がございます。それに関しましては、その現況が変わる部分と、あるいは山の斜面全体でその下流側に入ってくる全体の面積を計算いたしまして、十分なくらいの水処理が見込めるという形で設計をいたしております。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第60号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第61号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第20、**議案第61号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。6番木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 済みません。ただ聞けばいいんでしょうけれども、この浜田漁港の計画底高と現在の実際の底高、多分1万9,000平米で3万トンというので、1メートルちょっとのしゅんせつなのかなと。高さ的にバックホウで掘るというので多分船にバックホウを載つけて、ちょっとその辺の中身を説明してください。

○議長（櫻井正人君） 震災復興推進室事業推進第一班長。

○震災復興推進室事業推進第一班長（近江信治） 6番木村議員にお答えします。

しゅんせつ工の施工順序は、バックホウのしゅんせつ船でほかの港から曳航してきまして、100立米級の土運船に載せて、そこから海岸岸壁まで土を運んで、またバックホウで揚げて、ダンプトラックで仮置きして、その土をしゅんせつ土とセメント改良して処理をするという形になっております。

高さ的には、議員がおっしゃいますように1.5という形の1メートルを掘って余堀りが0.5という形になっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 海底の底高を。済みません。

○議長（櫻井正人君） 震災復興推進室事業推進第一班長。

○震災復興推進室事業推進第一班長（近江信治） マイナス2.0ということになっております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第61号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（櫻井正人君） 日程第21、**議案第62号人権擁護委員候補者の推薦について**を議題とします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第62号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定しました。

日程第22 認定第1号から

日程第28 認定第7号まで

○議長（櫻井正人君） お諮りします。この際、日程第22、認定第1号から日程第28、認定第7号までは議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、日程第22、認定第1号から日程第28、認定第7号までは議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鈴木勝雄君） それでは、本定例会に提案いたしております認定第1号から認定第7号までの平成26年度各種会計決算の認定について、順次御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

初めに、**認定第1号平成26年度利府町一般会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が132億5,167万9,170円、歳出総額は124億995万6,109円となり、歳入歳出差引残額は8億4,172万3,061円でございます。

次に、**認定第2号平成26年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が31億4,070万7,413円、歳出総額は29億3,233万300円となり、歳入歳出差引残額は2億837万7,113円でございます。

次に、認定第3号平成26年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額が17億1,615万5,678円、歳出総額は16億8,502万6,715円となり、歳入歳出差引残額は3,112万8,963円でございます。

次に、認定第4号平成26年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が2億3,351万8,872円、歳出総額は2億3,049万5,866円となり、歳入歳出差引残額は302万3,006円でございます。

次に、認定第5号平成26年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が9億6,998万6,508円、歳出総額は9億4,320万3,005円となり、歳入歳出差引残額は2,678万3,503円でございます。

次に、認定第6号平成26年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入歳出の総額はそれぞれ1,723万1,400円となっております。

次に、210ページをお開き願いたいと思います。

認定第7号平成26年度利府町水道事業会計決算でございますが、まず（1）収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益につきましては、決算額10億8,807万2,298円でございます。支出の第1款水道事業費用につきましては、決算額9億3,406万5,416円でございます。

次に、212ページをお開き願いたいと思います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入につきましては、決算額674万5,708円でございます。支出の第1款資本的支出につきましては、決算額4億4,304万8,052円でございます。資本的収支においては、4億3,630万2,344円の不足額を生じておりますが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,321万4,162円及び過年度分損益勘定留保資金4億1,308万8,182円で補填しております。

以上が認定7件でございます。

なお、一般会計及び特別会計の概要を会計管理者から説明させますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、詳細につきましては、事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書をごらんいただくとともに、決算審査特別委員会において各担当課から御説明申し上げますので、慎重審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井正人君）　ここで、昼食のため休憩します。再開は13時といたします。

午後0時02分 休憩

午後0時55分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会計管理者より概要の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（大友政一君） それでは、認定第1号から認定第6号までの平成26年度の利府町一般会計及び特別会計決算の概要につきまして、御説明いたします。

初めに、各種会計の款別決算額を御説明いたしまして、その後、各会計の実質収支について御説明いたします。

利府町歳入歳出決算書の3ページをお開き願います。

一般会計の決算状況につきまして説明いたします。

まず、歳入でございますが、予算現額の合計額は139億979万2,005円で、収入済額の合計額は132億5,167万9,170円となっており、予算現額に対する収入率は95.3%となっております。また、調定額合計は135億74万3,180円で、調定額に対する収入率は98.2%となっております。

収入済額が予算現額を上回った主なものといたしましては、1款の町税が5,429万3,250円の増、収入率は101.2%となっております。また、5款株式等譲渡所得割交付金は895万6,000円、6款地方消費税交付金は1,218万5,000円、11款地方交付税は5,552万円の増となっております。

予算現額に対しまして収入済額が下回った主なものといたしましては、15款国庫支出金、16款県支出金、19款繰入金、22款町債となっており、翌年度へ継続事業に係る特定財源分が執行されなかったことによるものです。収入未済額につきましては、2億3,317万1,844円となっており、前年度対比で7.4%の減であります。次に、不納欠損額につきましては、1,589万2,166円となっております。

続きまして、歳出でございます。4ページをごらんください。

予算現額の歳出合計額139億979万2,005円に対し、支出済額合計が124億995万6,109円で、支出率は89.2%となっております。

各款の支出率につきましてはおおむね高い比率となっておりますが、平成26年度においても災害復旧関係で合計11億7,249万5,314円の繰越事業が発生していることから、2款総務費は91%、6款農林水産業費は17.7%、8款土木費は83.3%の支出率となっております。また、13款予備費の支出額は6,400万5,000円となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。

利府町国民健康保険特別会計の決算状況でございます。

予算現額の歳入合計額30億2,882万7,000円に対し、収入済額の合計額が31億4,070万7,413円で、予算現額に対する収入率が103.7%となっております。また、調定額合計は33億9,057万1,584円に対し、92.6%の収入率となっております。収入未済額につきましては、1款の国民健康保険税2億2,739万1,099円で、前年度対比で15%の減となっております。次に、不納欠損額につきましては、1款国民健康保険税で2,247万3,072円となっております。

続きまして、歳出でございます。6ページをごらんください。

予算現額の歳出合計額30億2,882万7,000円に対し、支出済額合計が29億3,233万300円で、支出率は96.8%となっております。

7ページをお開き願います。

利府町介護保険特別会計の決算状況であります。

予算現額の合計額17億2,435万3,000円に対し、収入済額合計が17億1,615万5,678円で、予算現額に対する収入率は99.5%となっております。また、調定額合計は17億3,105万9,608円で、調定額に対する収入率は99.1%となっております。収入未済額につきましては1,103万8,564円で、前年度対比で13.6%の減となっております。次に、不納欠損額につきましては、386万5,366円となっております。

歳出でございます。

予算現額の歳出合計額17億2,435万3,000円に対し、支出済額合計が16億8,502万6,715円で、支出率は97.7%となっております。

続きまして、8ページをごらんください。

利府町後期高齢者医療特別会計の決算状況であります。

予算現額の歳入合計額2億3,538万7,000円に対し、収入済額合計は2億3,351万8,872円で、予算現額に対する収入率は99.2%となっております。また、調定額合計は2億4,096万4,672円で、調定額に対する収入率は96.9%となっております。収入未済額につきましては、1款後期高齢者医療保険料660万600円で、前年度対比で55.7%の増となっております。次に、不納欠損額につきましては、1款保険料が84万5,200円となっております。

続きまして、歳出でございます。

予算現額の歳出合計額は2億3,538万7,000円、支出済額合計が2億3,049万5,866円で、支出

率は97.9%となっております。

9ページをお開き願います。

利府町下水道特別会計の決算状況であります。

予算現額の収入合計額は9億7,277万2,000円で、収入済額合計は9億6,998万6,508円となっており、予算現額に対する収入率は99.7%であります。また、調定額は9億7,553万3,285円で、調定額に対する収入率は99.4%となっております。収入未済額につきましては、1款使用料及び手数料536万6,402円となっており、前年度対比で1.6%の減であります。次に、不納欠損額につきましては、1款使用料及び手数料で18万375円となっております。

続きまして、歳出でございます。

予算現額の歳出合計額は9億7,277万2,000円で、支出済額合計は9億4,320万3,005円で、支出率は97%となっております。また、翌年度繰越額は1,211万8,000円となっております。

続きまして、10ページをごらんください。

利府町町営墓地特別会計の決算状況であります。

予算現額の歳入合計額2,052万5,000円に対し、収入済額合計は1,723万1,400円で、予算現額に対する収入率は84%となっております。また、調定額合計は1,723万1,400円で、調定額に対する収入率は100%となっております。

続きまして、歳出でございます。

予算現額の歳出合計額は2,052万5,000円、支出済額合計が1,723万1,400円で、支出率は84%となっております。

次に、各種会計の実質収支に関する調書について御説明いたします。

116ページをお開き願います。

平成26年度の利府町一般会計の実質収支につきましては、歳入総額132億5,167万9,000円、歳出総額124億995万6,000円、歳入歳出差引額は8億4,172万3,000円であります。うち、翌年度へ繰り越すべき財源6億152万3,000円を除いた実質収支額は2億4,020万円で、地方自治法第233条の2の規定により、1億2,100万円を基金に編入しております。

144ページをお開き願います。

平成26年度の利府町国民健康保険特別会計の実質収支につきましては、歳入総額は31億4,070万7,000円、歳出総額が29億3,233万円で、歳入歳出差引額は2億837万7,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は差引額と同額となり、そのうち地方

自治法第233条の2の規定により、1億1,000万円を基金に編入しております。

164ページをお開き願います。

平成26年度の利府町介護保険特別会計の実質収支額につきましては、歳入総額は17億1,615万6,000円、歳出総額が16億8,502万7,000円で、歳入歳出差引額は3,112万9,000円であります。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は差引額と同額となり、そのうち地方自治法第233条の2の規定により、2,000万円を基金に編入しております。

174ページをお開き願います。

平成26年度利府町後期高齢者医療特別会計の実質収支につきましては、歳入総額は2億3,351万9,000円、歳出総額が2億3,049万6,000円で、歳入歳出差引額は302万3,000円となっており、翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は同額となり、地方自治法第233条の2の規定に基づく基金の編入はございません。

186ページをお開き願います。

平成26年度の利府町下水道特別会計の実質収支につきましては、歳入総額は9億6,998万7,000円、歳出総額が9億4,320万3,000円で、歳入歳出差引額は2,678万4,000円であります。うち、翌年度へ繰り越すべき財源611万8,000円を除いた実質収支額は、2,066万6,000円となっております。地方自治法第233条の2の規定に基づく基金の編入はございません。

196ページをお開き願います。

平成26年度利府町町営墓地特別会計の実質収支につきましては、歳入総額は1,723万1,000円、歳出総額が1,723万1,000円で、歳入歳出差引額は0円となっております。

続きまして、197ページをお開き願います。

財産に関する調書について御説明いたします。

平成26年度中の行政財産及び普通財産の土地・建物の増減につきましては、土地が9678.47平方メートル、建物は1904.31平方メートルの増となっております。

199ページの出資による権利から208ページの基金の状況につきましては、記載のとおりでございます。

以上が、平成26年度の利府町一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（櫻井正人君） 以上で提案理由並びに概要の説明を終わります。

続いて、代表監査委員より、平成26年度各種会計決算審査の意見の説明を求めます。代表監

査委員。

○代表監査委員（宮城正義君） それでは、平成26年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査結果につきまして、概要を御説明申し上げます。

お手元に配付されております平成26年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

今回の審査の対象となりました案件は、大きく6つの案件でございます。

次のページの目次をお開きください。

まず1つ目として、地方自治法第233条第2項の規定に基づきます利府町一般会計のほか、5つの特別会計の歳入歳出決算審査でございます。

次のページでございます。

2つ目として、地方自治法第241条第5項の規定に基づきます利府町土地開発基金の運用状況審査であります。

3つ目といたしまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきます利府町水道事業会計の決算審査でございます。

4つ目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきます健全化判断比率の審査でございます。

5つ目といたしまして、同法第22条第1項の規定に基づきます資金不足比率の審査でございます。

1ページをお開きください。

1の審査の対象でございますが、平成26年度利府町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算につきましては、去る7月7日付で町長から監査委員の審査に付されております。

2の審査の方法でございますが、（1）決算の計数は正確であるか、（2）予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、（3）収入支出事務は関係法令等に準拠して処理されているか、（4）財産の管理及び運用は適正に行われているか等の観点から、担当部署から資料の提供を受け、さらに担当課長及び班長等に説明を求め、慎重に審査を実施しております。

なお、重複審査を避けるため、既に実施いたしました例月出納検査、定期監査、財政援助団体監査等の結果も参照しております。その結果につきましては、去る9月10日に決算審査意見書として町長に提出してございます。

3の決算の概要につきましては、ただいま会計管理者より説明がありましたので、省略させていただきます。内容につきましては、5ページ以降に資料として掲載しておりますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

次に、2ページをお開き願いたいと思います。

4の審査の結果でございますが、審査の結果は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数については、正確であると認められました。

一方、歳入支出事務関係において留意すべき事項が認められました。

まず、収入関係のアの町税でございます。町税は自主財源の主たるものであり、収入の増減は財政運営を左右します。税務担当部門では、旧納税班を中心に庁内各班の協力のもと、年末、年度末、休日、夜間等の訪問徴収に努力し、また、資力のある納税者に対しましては差し押さえや過年度滞納事案の一部を宮城県地方税滞納整理機構へ移管するなど、滞納整理に努力していることを認められました。

その結果、歳入未済額全体では2億2,083万7,163円となりまして、前年度よりも1,796万3,064円減少しております。しかし、現年課税分におきましては、納税額の増加とともに収入未済額も増加しました。税負担の公平性の観点からも、引き続き町民の納税意識の高揚を図り、滞納者の資力調査を徹底し、債権保全のための法的手段を含め、適切な徴収対策を講ずるなど、なお一層の債権管理と税収の確保を図る必要があります。

次に、3ページのイ、税外収入の未済状況についてでございます。徴収の努力は認められるものの、保育料、住宅使用料、学校給食費が増加傾向にあります。町税同様、受益者の公平、公正な負担の観点から、徴収計画を立てるなどして収入未済額の解消に努力すべきです。

次のウ、特別会計における収入未済状況ですが、下に記載されているとおり、特別会計全体では収入未済額が前年度に比べて3,945万7,152円減少しております。しかし、不納欠損額につきましては、前年度に比べて1,152万5,981円増加しております。今後とも特別会計の健全な財政運営をするため、一層収入未済額の縮減に努力すべきでございます。

次に、支出関係でございます。

アの不用額についてであります。前年度に比べて減少はしたものの、3億2,734万582円の不用額が生じております。理由といたしましては、効率的執行の成果によるもの、それから予算可決後の予見しがたい事情の変更によるもの、見積もりや想定が実情と合っていなかったものなど、多岐にわたっております。財政が厳しい現状において、予算の執行をよりの確に行っ

ていくことが重要でございます。今後、予算の正確な見積もりと事業の早期執行に努め、不用額が生じる見込みの際には補正予算などで減額するなど、限られた財源を有効に活用するよう望みます。

4ページでございます。

イの予算科目の設定でございますが、災害等に関する予算については、現在災害が起きた時点で予備費から充用し予算化されている現状でございます。迅速な対応のためにも、見込める費用については当初から予算化をしておくことが必要だろうと思います。

ウの公の施設の使用料でございますが、一部施設において公益性及び負担能力の観点から、疑義を持つ事案が見受けられましたので、必要により再検討するよう求めます。

次に、（2）のまとめでございますが、平成26年度の決算は、一般会計で主たる財源である町税が前年度に比べて約5,483万円増加し、収入未済額は前年度に比べて約1,796万円の減となっております。また、税以外収入も、これまでの徴収努力により収入未済額が前年度より64万円縮減されました。しかし、先ほども申しましたように、保育料、住宅使用料、学校給食費において依然として多額の状態が続いております。滞納者に対して受益者であることを認識してもらうなど、社会規範を遵守するよう喚起に努め、町財政健全化のためにもさらに債権保全に配慮し、資力調査の徹底を図り、債権管理及び徴収に努めるべきであります。

次に、19ページをお願いします。

利府町土地開発基金運用状況の審査意見書でございます。

地方自治法第241条第5項の規定に基づき、定額の資金を運用する基金として、利府町土地開発基金の平成26年度の基金の運用状況を審査しております。

1の審査の方法、2の運用の概要につきましては、記載のとおりです。

3の審査の結果及び意見でございますが、計数は正確であると認められました。

また、平成26年度から保有する土地を普通財産の貸し付けに準じ、利用者から使用料を徴収し管理しており、その努力は認められます。しかし、土地開発基金は、公共用地の円滑な取得を目的に創設された基金でありまして、土地の取得後は遅滞なく一般会計で再取得し、公有財産として管理すべきものであります。基金全体の95.5%が土地という状況にありますので、今後は事業計画の推進を図り、基金の趣旨に沿うようにすべきであります。

21ページをお願いします。

利府町水道事業会計決算の審査結果でございます。

平成26年度利府町水道事業会計決算につきましては、去る5月27日付で町長より監査委員の審査に付されました。

1の審査の方法でございますが、決算審査に当たりましては、（1）として、決算書が経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、（2）として、水道事業の運営が法に定められている企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉の増進に寄与しているかを主眼にし、審査しております。

2の決算の概要でございますが、（1）地方公営企業会計制度の見直しでございますが、地方公営企業会計制度は、民間の企業会計制度との整合を図る必要が生じてきたことや、経営自由度の向上及び自己責任の拡大など、地方分権改革の推進を図る必要などの背景を踏まえた上で、資本制度の見直しと会計基準の見直しがなされております。

資本制度の見直しに関しては、利益の処分や資本金の額の減少などについて、従来あった制限が見直され、条例または議決により処分や減少が可能と改められたものでございます。

（2）の事業概要につきましては記載のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

29ページをお願いします。

3の審査の結果でございます。

収益的収入ですが、前年度より7,847万7,339円多い10億1,750万964円となっております。これは、料金改定の影響などによりまして、営業収益が前年度より減少したものの、会計制度の見直しによるみなし償却制度の廃止により、営業外収益が前年度より増加したことによるものでございます。

収益的支出は、配水施設の維持管理費用や減価償却費の増加などにより、前年度より4,229万4,152円の増の8億9,407万5,917円となっております。その結果、収益的収支は1億2,342万5,047円の純利益が生じ、前年度の繰越利益剰余金と、会計制度の見直しによるその他未処分利益剰余金変動額を加え、23億294万8,841円の未処分利益剰余金が生じております。

一方、資本的収入は、一般会計からの繰入金の減少で674万5,708円となっております。また、資本的支出は、老朽管の布設替工事などによりまして4億4,304万8,052円となりました。その結果、資本的収支においては4億3,630万2,344円の不足額が生じましたが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

審査の結果、平成26年度の決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法に準拠して作成され、

計数は正確であり、かつ、事業の経営成績及び財政状況を適正にあらわしているものと認められます。

意見としましては、平成26年度の水道事業の経営状況は、給水戸数や給水人口の伸びはあったものの、年間排水量で前年度対比で1.5%の減、給水収益についても前年度より2,137万5,429円減少しております。これは、近年の節水意識の浸透や節水機器の普及に加え、水道料金の改定が重なったものと思われまます。このような状況は今後とも続くものと推測されます。今後は、長期間保有している活用のない土地の処分を検討するなど、さらに事業経営の合理化と効率化を進め、事業の安定化を望みます。

また、平成26年の決算から、会計制度の見直しによって財務諸表上、記載される金額は大きく変動しました。この見直しにより、経営判断に必要な損益の認識、資産及び負債などがより的確に把握できるものと思われまます。施設の拡充や更新など、本町の将来を見据えながら経営に努められることを望みます。

なお、水道事業会計決算の審査に使用した資料は、30ページから33ページに記載されておりますので、これも後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

次に、34ページをお願いします。

平成26年度財政健全化審査意見書でございます。

審査に付されました健全化判断比率は、実質赤字比率、連結赤字比率ともに赤字の状態はなく、良好な状態であると認められました。また、実質公債費比率、将来負担比率についても、基準内数値となっており、良好と認められました。

したがって、是正、改善を要する事項としては、特に指摘する事項はありませんでした。

次に、35ページをお願いします。

平成26年度経営健全化審査意見書であります。

水道事業及び下水道事業の資金不足比率については、資金不足の状況はなく、良好な状態であると認められ、是正、改善する事項としては特に指摘する事項はありませんでした。

以上で平成26年度利府町各種会計歳入歳出決算等の概要説明を終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で決算審査の意見の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております認定第1号から認定第7号までの平成26年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひますが、これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの平成26年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会のため、10月1日から10月6日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、10月1日から10月6日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、再開は10月7日であります。決算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後1時30分 散 会

上記会議の経過は、事務局長阿部善男が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成27年9月30日

議 長

署名議員

署名議員